

令和5年度 公文書開示状況（令和6年3月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R6. 2. 5	R6. 3. 29	社会福祉法人〇〇にかかる虐待及びその疑い、事故に関する報告書						1			1			1				・当該公文書の存否を明らかにすることにより、特定の法人が何らかの事故を起こした事実の有無が明らかとなり、同法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため（東京都情報公開条例第7条第3号） ・当該公文書の存否を明らかにすることにより、都が行う事故等調査事務に対する信頼が損なわれ、当該事務に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）	福祉局総務部総務課
2	R6. 1. 4	R6. 3. 4	・ 2 福保指二第385号「令和2年度認可外保育施設に対する立入調査について（居宅訪問型保育事業 10月から11月実施分）」 ・ 2 福保指二第507号「認可外保育施設立入調査の結果について（通知）（〇〇区：居宅訪問型保育事業者 〇〇）」 ・ 2 福保指二第529号「認可外保育施設調査結果通知による改善状況報告について（〇〇区：居宅訪問型保育事業者 〇〇）」	42		1					1		1						【条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 【条例第7条第4号】 印影であり、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局指導監査部指導第二課
3	R6. 1. 4	R6. 3. 4	・ 2 福保指二第385号「令和2年度認可外保育施設に対する立入調査について（居宅訪問型保育事業 10月から11月実施分）」 ・ 2 福保指二第507号「認可外保育施設立入調査の結果について（通知）（〇〇区：居宅訪問型保育事業者 〇〇）」 ・ 2 福保指二第529号「認可外保育施設調査結果通知による改善状況報告について（〇〇区：居宅訪問型保育事業者 〇〇）」	42		1					1		1						【条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 【条例第7条第4号】 印影であり、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局指導監査部指導第二課
4	R6. 1. 17	R6. 3. 15	施設調査書（法人〇〇・〇〇区）	70		1					1	1	1		1				（7条2, 3, 4, 6号）個人に関する情報で他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。また、本件を公にすることにより、当該法人や施設等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であるため。加えて、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局指導監査部指導第一課
5	R6. 2. 13	R6. 3. 21	施設概要（法人〇〇）	1	1															福祉局指導監査部指導第一課
6	R6. 2. 13	R6. 3. 21	監査を終えて事業者などに送付した監査結果の通知書					1											令和6年1月に指導検査を行った〇〇に対して送付した結果通知について、主務課において作成及び取得していないため。	福祉局指導監査部指導第一課
7	R6. 2. 5	R6. 3. 21	社会福祉法人〇〇（〇〇区）にかかる行政が行った監査の直近3年間の報告書					1												福祉局指導監査部指導第一課
8	R6. 2. 5	R6. 3. 21	令和5年12月20日付5福祉指一第769号「令和5年度実地検査の結果について（通知）」	4	1															福祉局指導監査部指導第一課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
9	R6. 2. 5	R6. 3. 21	(令和 5 年12月20日付 5 福祉指一第769号「令和 5 年度 実地検査の結果について (通知)」に対する) 改善状況報告についてに係る資料	8		1						1							(7 条 2 号) 個人に関する情報で他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため。	福祉局指導監査部指導第一課
10	R6. 3. 22	R6. 3. 28	特別養護老人ホーム「〇〇〇〇」の指導監査に関する以下の資料 1_結果通知 2_改善状況報告書 (ひな形) 3_〇〇〇〇市への通知 4_指導事項票	66	1															福祉局指導監査部指導第一課
11	R6. 3. 4	R6. 3. 12	・生活保護法施行事務に係る指導検査の結果について (通知) (令和 3 年 2 月10日付 2 福保生保第1563号) ・生活保護法施行事務に係る指導検査の結果について (通知) (令和 4 年 3 月25日付 3 福保生保第1619号) ・生活保護法施行事務に係る指導検査の結果について (通知) (令和 5 年 3 月31日付 4 福保生保第1460号) ・生活保護法施行事務に係る指導検査の結果について (通知) (令和 6 年 2 月13日付 5 福祉生保第980号)	17	1															福祉局生活福祉部保護課
12	R6. 3. 4	R6. 3. 15	福祉事務所の主治医訪問の免除が認められる根拠。					1											当該公文書は、東京都福祉局生活福祉部保護課において作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局生活福祉部保護課
13	R6. 3. 4	R6. 3. 15	時効完成前にも関わらず過剰請求されていたレセプトの返還請求ができない根拠。					1											当該公文書は、東京都福祉局生活福祉部保護課において作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局生活福祉部保護課
14	R6. 3. 4	R6. 3. 15	令和 5 年度都民の声ワークシート中、〇〇区福祉事務所に対する〇〇担当〇〇氏の対応記録	2		1					1					1			(7 条 2 号) 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、都の機関又は他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局生活福祉部保護課
15	R6. 3. 14	R6. 3. 19	令和 6 年度改定生活保護基準額表 1 級地ー 1	4	1															福祉局生活福祉部保護課
16	R6. 1. 4	R6. 3. 4	認定NPO法人〇〇に関する一切の文書。	461		1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部企画課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
17	R6. 1. 4	R6. 3. 4	認定NPO法人〇〇に関する一切の文書。	11		1					1	1	1		1				(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
18	R6. 1. 9	R6. 3. 4	認定NPO法人〇〇に関する一切の文書。	994		1					1	1	1		1				(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
19	R6. 1. 4	R6. 3. 4	認定NPO法人〇〇に関する一切の文書。	1		1						1							(7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
20	R6. 2. 19	R6. 3. 4	東京都福祉局と台東区が令和 6 年 2 月 14 日に連名で発表した「台東区における女児死亡事案に係る経過等について」の資料に記載の令和 5 年 3 月に死亡した当時 4 歳の女児に関する、要保護児童対策地域協議会代表者会議の議事録					1												福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
21	R6. 1. 4	R6. 3. 4	認定NPO法人〇〇に関する一切の文書。	1633		1					1	1	1		1				(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
22	R6. 1. 4	R6. 3. 4	若年被害女性等支援事業に関して、東京都が作成・取得した書類の全て（ただし請求人が取得済みのものを除く）	64		1					1	1	1		1				(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
23	R6. 1. 4	R6. 3. 4	認定NPO法人〇〇に関する一切の文書。	648		1					1	1	1		1				(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部保育支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
24	R6. 1. 4	R6. 3. 4	認定NPO法人〇〇に関する一切の文書。	3919		1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
25	R6. 1. 4	R6. 3. 4	認定NPO法人〇〇に関する一切の文書。	1806		1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
26	R6. 1. 9	R6. 3. 4	NPO法人〇〇に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）	5165		1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
27	R6. 2. 22	R6. 3. 7	東京都が保有する幼稚園、保育園など未就学児が通園する施設（公立私立問わず）に関する以下の書類一切（メール、メール、SNSなど電磁的記録も含む） 1 都が実施した「いじめ」のアンケートなど調査結果がわかるもの。 2 都が把握している未就学児の「いじめ」の相談内容、対応内容が分かるもの。 3 都が作成及び発出、通達した「いじめへの対応マニュアル」「いじめへのガイドライン」など未就学児にむけたもの	4		1						1							(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
28	R6. 1. 9	R6. 3. 8	NPO法人〇〇に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）	461		1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部企画課
29	R6. 1. 9	R6. 3. 8	NPO法人〇〇に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）	1		1							1						(7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
30	R6. 1. 9	R6. 3. 8	NPO法人〇〇に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）	994		1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
31	R6. 1. 9	R6. 3. 8	NPO法人〇〇に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）	1633		1					1	1	1		1				（7条2号）特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号）法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため （7条4号）犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため （7条6号）公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
32	R6. 1. 9	R6. 3. 8	特別養子縁組の許可申請に係る一般社団法人〇〇からの申請書類および、東京都が〇〇〇〇に発出した文書一切（2023年12月25日に請求した文書を除く。）	142		1					1	1	1						（7条2号）特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号）法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため （7条4号）犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
33	R6. 1. 9	R6. 3. 8	東京都が把握している一般社団法人〇〇に関する資料一切（2023年12月25日に請求した文書及び、本日請求した文書を除く。メール送受信などの電子媒体含む。）	260		1					1	1	1						（7条2号）特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号）法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため （7条4号）犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
34	R6. 1. 9	R6. 3. 8	NPO法人〇〇に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）	648		1					1	1	1						（7条2号）特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号）法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため （7条4号）犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
35	R6. 1. 9	R6. 3. 8	NPO法人〇〇に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）	3919		1					1	1	1						（7条2号）特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号）法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため （7条4号）犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
36	R6. 1. 9	R6. 3. 8	NPO法人〇〇に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）	1806		1					1	1	1						（7条2号）特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号）法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため （7条4号）犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
37	R6. 1. 4	R6. 3. 8	認定NPO法人〇〇に関する一切の文書。	5165		1					1	1	1						（7条2号）特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため （7条3号）法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため （7条4号）犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部保育支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
38	R6. 1. 9	R6. 3. 9	NP0法人〇〇に関して、東京都が作成・取得した書類のすべて（文字通りのすべて）	11		1					1	1	1						（ 7 条 2 号 ） 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため （ 7 条 3 号 ） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため （ 7 条 4 号 ） 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
39	R6. 1. 28	R6. 3. 28	令和 5 年度 東京都若年被害女性等支援事業において、全団体の第 2 四半期、第 3 四半期事業実施状況報告書 10月以降に提出された概算払請求書 その他10月以降に東京都が取得、発行した文書の全て。	351		1					1	1	1						（ 7 条 2 号 ） 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため （ 7 条 3 号 ） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため （ 7 条 4 号 ） 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
40	R6. 1. 31	R6. 3. 29	令和 5 年 5 月 1 日に結果通知を行った東京都若年被害女性等支援事業の住民監査報告書p40にある増額について以下に関する一切の資料 ・生活支援員増員及び警備体制に関する増加体制実態、増加額の算定根拠及び積算 ・職員の研修機会確保のための代替職員雇上げ経費について研修実態、増加額の算定根拠及び積算	0				1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課
41	R6. 1. 31	R6. 3. 29	令和 3 年度、及び令和4年度の東京都若年被害女性等事業において委託契約をした以下の 4 団体について、 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 上記団体の同事業における再委託において、「再委託承諾申請書」や「再委託承諾書」、「再委託届」、「再委託先一覧表」などの東京都と各団体間で再委託を確認・許諾した文書全て	0				1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課
42	R6. 2. 6	R6. 3. 29	東京都若年被害女性等支援事業に関して、東京都が作成・取得した書類の全て（請求者が過去に取得済みのものは除く）	166		1					1	1			1				（ 7 条 2 号 ） 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため （ 7 条 3 号 ） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため （ 7 条 6 号 ） 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
43	R6. 2. 2	R6. 3. 29	東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会（第 3 回）の議事録	44		1						1			1				（ 7 条 3 号 ） 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため （ 7 条 6 号 ） 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
44	R6. 1. 9	R6. 3. 4	(1) 平成26年 1 月 24 日付（同日受付）第 1 号様式（第 3 関係）指定（許可）申請書 (2) 25福保高介第1554号「事業者の指定等について（平成26年 3 月 1 日分）」 (3) 平成26年 4 月 28 日付（同日收受）第 3 号様式（第 5 関係）変更届出書 (4) 平成30年 1 月 5 日付（ 1 月 9 日收受）第 3 号様式（第 5 関係）変更届出書 (5) 平成30年 1 月 5 日付（ 1 月 9 日收受）第 3 号様式（第 5 関係）変更届出書 (6) 令和元年 9 月 27 日付（10月 2 日收受）第 1 号の 3 様式（第 3 関係）指定（許可）更新申請書 (7) 31福保高介第1855号「指定介護事業所の更新等について（令和 2 年 2 月 29 日指定有効期間満了分）」	126		1					1	1	1		1				条例第 7 条第 2 号に定める事由に該当。個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 条例第 7 条第 3 号に定める事由に該当。法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 条例第 7 条第 4 号に定める事由に該当。犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 条例第 7 条第 6 号に定める事由に該当。区市町村の意見に係る部分で公表を予定しておらず、公にすることにより、関係者との信頼関係を損ない、また率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれることにより、事務事業の遂行に支障を来すおそれがあると認められるため。	福祉局高齢者施策推進部介護保険課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
45	R6. 1. 4	R6. 3. 4	(1) 平成26年 1 月24日付 (同日受付) 第 1 号様式 (第 3 関係) 指定 (許可) 申請書 (2) 25福保高介第1554号「事業者の指定等について (平成26年 3 月 1 日分)」 (3) 平成26年 4 月28日付 (同日收受) 第 3 号様式 (第 5 関係) 変更届出書 (4) 平成30年 1 月 5 日付 (1 月 9 日收受) 第 3 号様式 (第 5 関係) 変更届出書 (5) 平成30年 1 月 5 日付 (1 月 9 日收受) 第 3 号様式 (第 5 関係) 変更届出書 (6) 令和元年 9 月27日付 (10月 2 日收受) 第 1 号の 3 様式 (第 3 関係) 指定 (許可) 更新申請書 (7) 31福保高介第1855号「指定介護事業所の更新等について (令和 2 年 2 月29日指定有効期間満了分)」	126		1						1	1	1		1			条例第 7 条第 2 号に定める事由に該当。個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 条例第 7 条第 3 号に定める事由に該当。法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 条例第 7 条第 4 号に定める事由に該当。犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 条例第 7 条第 6 号に定める事由に該当。区市町村の意見に係る部分で公表を予定しておらず、公にすることにより、関係者との信頼関係を損ない、また率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれることにより、事務事業の遂行に支障を来すおそれがあると認められるため。	福祉局高齢者施策推進部介護保険課
46	R6. 1. 17	R6. 3. 15	令和元年から本日まで社会福祉法人〇〇〇〇〇・〇〇区 ・法人〇〇〇〇〇・〇〇区について 1. 法人〇〇〇〇〇から東京都 に送付された文書、図画、メール、電子申請など全て書類 2. 東京都から法人〇〇〇〇〇に送付された文書、図画、メール、電子申請など全て書類 3. 補助金の書類全て 4. 職員の体制 (離職者を含む) とシフト全ての報告書ついて。 5都の監査 について	206		1						1	1	1					条例第 7 条第 2 号に定める事由に該当。個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 条例第 7 条第 3 号に定める事由に該当。法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 条例第 7 条第 4 号に定める事由に該当。犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局高齢者施策推進部介護保険課
47	R6. 1. 17	R6. 3. 15	老人福祉施設整備費補助金の事業実績報告書 (平成30年度から令和 2 年度まで) 老人福祉施設整備費補助金の額の確定 (平成30年度から令和 2 年度) 老人福祉施設整備費補助金の支出 (平成30年度から令和 2 年度) 老人福祉施設整備費補助金の継続内示 (令和元年度及び令和 2 年度) 老人福祉施設整備費補助金の交付申請書類 (令和元年度及び令和 2 年度) 老人福祉施設整備費補助金の交付決定 (令和元年度及び令和 2 年度) 老人福祉施設整備費補助金の計画変更 (第 1 回及び第 2 回) 令和 3 年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金の交付決定 令和 3 年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金の額の確定 令和 3 年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金の支出 職員配置に関する資料 (開所時)		1															福祉局高齢者施策推進部施設支援課
48	R6. 1. 17	R6. 3. 15	老人福祉施設整備費補助金の事業実績報告書 (平成30年度から令和 2 年度まで) 老人福祉施設整備費補助金の額の確定 (平成30年度から令和 2 年度) 老人福祉施設整備費補助金の支出 (平成30年度から令和 2 年度) 老人福祉施設整備費補助金の継続内示 (令和元年度及び令和 2 年度) 老人福祉施設整備費補助金の交付申請書類 (令和元年度及び令和 2 年度) 老人福祉施設整備費補助金の交付決定 (令和元年度及び令和 2 年度) 老人福祉施設整備費補助金の計画変更 (第 1 回及び第 2 回) 令和 3 年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金の交付決定 令和 3 年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金の額の確定 令和 3 年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金の支出 職員配置に関する資料 (開所時)			1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利益を害するおそれがあるため。 (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 (7 条 4 号) 偽造等による犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7 条 6 号) 区の判断基準を示すもので、公にすることにより区との信頼関係を損ない、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局高齢者施策推進部施設支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
49	R6. 1. 17	R6. 3. 15	令和元年度から請求日までの社会福祉法人〇〇・〇〇区 法人〇〇・〇〇区についての補助金の書類全て			1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局高齢者施策推進部施設支援課
50	R6. 1. 17	R6. 3. 15	(1) 令和 3 年 7 月 30 日付 (7 月 30 日 収 受) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (2) 令和 4 年 3 月 29 日付 (3 月 30 日 収 受) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (3) 令和 5 年 4 月 27 日付 (4 月 28 日 収 受) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (4) 令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 (第 1 回) 交付申請書、交付決定原義、実績報告書、額の確定原議、支出原議 (5) 令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金 (第 2 回) 交付申請書、交付決定原義、実績報告書、額の確定原議、支出原議 (6) 令和 4 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付申請書、交付決定原義、実績報告書、額の確定原議、支出原議 (7) 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム入退所状況	174		1						1	1	1		1			(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 (7 条 4 号) 偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7 条 6 号) 特別養護老人ホームの利用状況を把握するための情報であり、公にすることにより事業者からの協力が得られなくなる等、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局高齢者施策推進部施設支援課
51	R6. 2. 5	R6. 3. 18	社会福祉法人〇〇〇〇 令和 4 年度第 3 回理事会議事録	17		1						1	1	1					(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。 (7 条 4 号) 偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局高齢者施策推進部施設支援課
52	R6. 2. 6	R6. 3. 21	特別養護老人ホームにおける区市町村別の定員、入所者数、入所率一覧 ※対象期間は2015～2023年、毎年10月時点	9		1														福祉局高齢者施策推進部施設支援課
53	R6. 2. 9	R6. 3. 21	(1) 特養入所申込方法等に関する調査の集計結果について (令和 5 年 9 月 8 日付事務連絡) (2) 介護老人福祉施設の入所事務の取扱いについて (令和 5 年 9 月 8 日付 5 福祉高施第 340 号) (3) 指定介護老人福祉施設等の入書に関する指針について (令和 5 年 4 月 7 日付老高発 0407 第 1 号)	13		1														福祉局高齢者施策推進部施設支援課
54	R6. 2. 2	R6. 3. 28	(1) 令和 5 年補聴器補助事業等に関する区市町村実施状況調査に対する区市町村からの回答一覧 (2) 令和 5 年補聴器補助事業等に関する区市町村実施状況調査に対する区市町村からの回答の集計	9		1						1			1	1			(7 条 2 号) 区市町村担当者の氏名・個人メールアドレスであって、公にすることにより、特定の個人を識別できるものであるため。 (7 条 5 号) 都及び地方公共団体相互間における検討に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換が損なわれるおそれや、不確定な情報による都民の混乱を生じさせるおそれ等があるため。 (7 条 6 号) 区市町村が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局高齢者施策推進部在宅支援課
55	R6. 1. 4	R6. 3. 4	認定NP0法人〇〇に関する一切の文書。	150		1						1	1	1					(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
56	R6. 1. 9	R6. 3. 7	NPO法人〇〇に関する書類のすべて	150		1						1	1	1					(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 4 号) 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
57	R5. 12. 14	R6. 3. 14	区市町村事務テキスト 身体障害者手帳について	44	1															福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
58	R6. 1. 23	R6. 3. 22	令和 5 年 (2023 年) 度、630 調査精神病床を有する医療機関用調査票提出調査票 1 から 49 まで、外来・リエゾン調査票及び訪問看護調査票全病院分ただし、「入力ご担当者氏名」欄及び「所属部署」欄を除く。	5247	1															福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
59	R6. 1. 31	R6. 3. 25	令和 5 年 1 月以降、医療法人〇〇に入院中の患者の退院支援に関して行われた、東京都と神奈川県とのやりとりに関するすべての文書・電磁記録	91	1															福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
60	R6. 1. 25	R6. 3. 25	令和 5 年 1 月以降、医療法人〇〇に対して行われた、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 6 に基づく実地指導及び医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査に関するすべての文書・電磁記録 (精神科病院実地指導結果及び立入検査結果の復命書含む)	131	1															福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
61	R6. 1. 25	R6. 3. 25	令和 5 年 1 月以降、医療法人〇〇に入院中の患者を対象として、東京都あるいは〇〇が行った退院支援における患者の意向調査に関するすべての文書・電磁記録	20	1															福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
62	R6. 1. 25	R6. 3. 25	(1) 令和 5 年 1 月以降、医療法人〇〇に入院中の患者の退院支援に関して行われた、東京都と〇〇とのやりとりに関するすべての文書・電磁記録 (2) 令和 5 年 1 月以降、医療法人〇〇に入院中の患者の退院支援に関して行われた、東京都と医療法人〇〇とのやりとりに関するすべての文書・電磁記録	472	1															福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
63	R6. 1. 31	R6. 3. 25	令和 5 年 1 月以降、医療法人〇〇に入院中の患者の退院支援に関して行われた、東京都と神奈川県とのやりとりに関するすべての文書・電磁記録	91		1						1	1			1			(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
64	R6. 1. 25	R6. 3. 25	令和 5 年 1 月以降、医療法人〇〇に対して行われた、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 38 条の 6 に基づく実地指導及び医療法第 25 条第 1 項に基づく立入検査に関するすべての文書・電磁記録 (精神科病院実地指導結果及び立入検査結果の復命書含む)	131		1						1	1			1			(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局障害者施策推進部精神保健医療課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
65	R6. 1. 25	R6. 3. 25	令和 5 年 1 月以降、医療法人〇〇に入院中の患者を対象として、東京都あるいは〇〇が行った退院支援における患者の意向調査に関するすべての文書・電磁記録	20		1					1	1			1				(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
66	R6. 1. 25	R6. 3. 25	(1) 令和 5 年 1 月以降、医療法人〇〇に入院中の患者の退院支援に関して行われた、東京都と〇〇とのやりとりに関するすべての文書・電磁記録 (2) 令和 5 年 1 月以降、医療法人〇〇に入院中の患者の退院支援に関して行われた、東京都と医療法人〇〇とのやりとりに関するすべての文書・電磁記録	472		1					1	1			1				(7 条 2 号) 特定の個人を識別できるため又は特定の個人を識別できないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため (7 条 6 号) 公にすることにより、行政運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	福祉局障害者施策推進部精神保健医療課
67	R6. 2. 5	R6. 3. 26	社会福祉法人〇〇 令和 3 年度第 5 回議事録 社会福祉法人〇〇 令和 5 年度第 1 回議事録 社会福祉法人〇〇 令和 5 年度第 5 回議事録	32		1					1	1	1						2 号 出席者を公にすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあるため。3 号 当該事業の情報を公にすることにより、事業運営上の地位等が損なわれる恐れがあるため 4 号 印影を公にすることにより公共の安全の維持に支障を及ぼす恐れがあるため	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
68	R6. 2. 5	R6. 3. 29	社会福祉法人〇〇 (〇〇区) にかかる理事会、評議員会の直近 3 年間の議事録					1											請求のあった文書については、作成及び取得していないため	福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課